

この規程は、深谷商工会議所（以下「当所」という。）が所有するオリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用許可に必要な事項を定めるものである。

1. ロゴマーク

ロゴマークは別図 1 のとおり3種類とする。

2. 手続き

ロゴマークの使用許可を得ようとする者は、あらかじめ別紙の「深谷商工会議所 ロゴマーク使用届出書兼誓約書」（※様式 1 号）を当所に提出しなければならない。当所は、使用許可の条件を確実に履行すると認められる者に対し、ロゴマークの使用を許可し、当所の指定する方法及びファイル形式（.jpg、ai 等）にてロゴマークを提供する。

3. 申請及びお問い合わせ先

深谷商工会議所 オリジナルロゴマーク担当宛

〒366-0823 深谷市本住町17-1

電話：048-571-2145 FAX：048-571-8222

E-mail:soumu@fukaya-cci.or.jp

4. 使用料

無料

5. 使用許可の条件

ロゴマークの使用を許可する場合の条件は次のとおりとし、申請者（使用者）がロゴマークのデータを第三者へ提供することは禁止する。

- (1) 申請者（使用者）は、深谷商工会議所・ふかや市商工会のいずれかの会員であること。
- (2) ロゴマークのグラフィックを遵守し、原則、改変しないこと。ただし、当所が特別に認めた場合はその限りではない。（例）色を変える。一文字のみ使用等
- (3) 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応をすること。
- (4) その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守すること。

（また）、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用を許可しない。

- (1) 当所及び渋沢栄一の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用する恐れがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- (5) その他、承認することが不相当と認められる場合

6. 許可の取り消し等

ロゴマーク使用許可条件に反したと当所が認めるときは、その許可の取り消しを行う。また、必要な場合には、是正や使用の中止を命じると共に、今後の使用の不許可、損害金の請求など法的措置をとることがある。

7. 責任の制限

申請者（使用者）が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を

求められた場合でも、当所は責任の一切を負わない。

8. 経済効果の調査

当所は、申請者（使用者）に対してロゴマークの経済効果を測定するための調査をすることができる。

9. 情報の公開

当所は、ロゴマークの適正な管理と多くの使用を図る観点から、届出書の内容等の情報を公開することができる。

10. その他

この規定に定めるもののほか、ロゴマークの取扱い等に係る必要な事項は、当所が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年3月10日より施行する。